

【管理医療機器等販売業・貸与業】変更の届出について（那覇市保健所）

令和7年2月

- 下記の事項に変更が生じた場合、変更後30日以内に変更届出が必要になります。
- 届出期限を超えた場合は、遅延理由書の添付が必要です。

【根拠法令】

医薬品医療機器等法第40条第2項

【届出が必要な事項】

1. 届出者（開設者）の氏名又は住所
※ 法人にあっては、法人名（商号）又は登記された本店の所在地
2. 管理者の氏名又は住所
3. 管理者
4. 許可の種別
5. 申請者が法人であるとき、業務に責任を有する役員
6. 営業所において他の業務を併せ行うときは、その業務の種類
7. 営業所名称
8. 営業所の構造設備の主要部分
9. 住居表示の変更に伴う営業所所在地の変更

【提出書類等】

用意部数：1部（控えが必要な場合は、加えて必要部数を持参して下さい。）

1. 変更届書（様式第六）
2. 添付書類 ※それぞれ変更前、変更後の書類を添付して下さい。
 - (1) 申請者（開設者）の氏名又は住所
添付書類なし
 - (2) 管理者の氏名又は住所
添付書類なし
 - (3) 管理者
 - ・ 管理者の資格を証する書類の写し（原本持参）
例）講習の修了証、医師、歯科医師、薬剤師免許証等

(4) 業の種類別

添付書類なし

(5) 申請者が法人であるとき、業務に責任を有する役員

添付書類なし

(6) 営業所において他の業務を併せ行うときは、その業務の種類

添付書類なし

(7) 営業所名称

添付書類なし

(8) 営業所の構造設備の主要部分

- ・ 構造設備の概要及び平面図（変更前後）

(9) 住居表示の変更に伴う営業所所在地の変更

- ・ 住居表示変更の事実が確認できる書類

例) 住居表示変更証明書、ビル所有者からのビル名変更の案内等

(注意) 同一建物内の移転の場合には変更届の提出で済みますが、住所が変わる場合の移転については、新規に業届出をする必要があります。

那覇市保健所 生活衛生課 医務薬務・生活衛生グループ

TEL 098-853-7963

FAX 098-853-7965

【窓口受付時間】

月～金曜日 8：30～17：15

※12：00～13：00は昼休みのため閉庁します。

※土日祝祭日はお休みです。